

HUMAP 留学生等交流推進制度（受入）奨学金支給要領

現 行	改正案
<p>HUMAP留学生等交流推進制度(受入)奨学金支給要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、HUMAP留学生等交流推進制度(受入)実施要領(以下「実施要領」という。)第9条の規定に基づき、HUMAP留学生等に対する奨学金の支給等に関し必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、「HUMAP留学生等」とは、HUMAP協定の下、受入・派遣双方の大学の合意に基づき、海外の大学から兵庫県内の大学に受け入れる留学生及び語学研修等の短期研修(以下「短期研修」という。)への参加者(以下「短期研修生」という。)をいう。</p> <p>(支給内容)</p> <p>第3条 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構(以下「本機構」という。)は、HUMAP留学生等として採用が決定された者に対し、奨学金を支給する。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第4条 前条に規定する支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、実施要領第8条の規定に基づき、HUMAP留学生等として採用が決定された者とする。</p> <p>(奨学金)</p> <p>第5条 奨学金は、受入大学を通じ、支給対象者に支給する。</p> <p>(奨学金の額)</p> <p>第6条 奨学金の支給額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 留学生 月額8万円とし、日割り計算は行わない</p> <p>(2) 短期研修生 8日以上15日以内は定額4万円、15日超1ヶ月程度は定額8万円とする</p>	<p>HUMAP 留学生等交流推進制度(受入)奨学金支給要領</p> <p>第1条～第16条 (同左)</p>

(奨学金の支給期間等)

第7条 奨学金の支給期間は、HUMAP留学生等として採用が決定された際に本機構から通知した期間とする。

2 支給開始月と支給終了月以外の期間は、月額支給とする。ただし、支給開始月及び支給終了月については、それぞれの月のプログラム参加日数の計によって、以下のとおり支給する。

支給開始月及び終了月のプログラム参加日数計	開始月	終了月
31日以内	○	×
32日以上	○	○

(奨学金の支給申請方法)

第8条 受入大学の長は、支給対象者の申請に基づき、HUMAP留学生等交流推進制度(受入)奨学金支給申請書(別紙様式1-1又は1-2。以下「奨学金支給申請書」という。)をとりまとめ、原則として留学生については各期(I期・II期・III期)の初めの月(4月、8月、12月)の前月の10日まで、短期研修生は研修参加月の前月の10日までに本機構理事長(以下「理事長」という。)あて提出するものとする。ただし、留学生に係る第1回目の請求は、当該期の途中で行うことができるものとする。

(奨学金の支給方法)

第9条 理事長は、前条により提出のあった奨学金支給申請書を審査の上、受入大学の長が銀行振込依頼書(別紙様式2)で指定した銀行口座に、奨学金を振込み送金する。

2 受入大学の長は、前項により受領した奨学金を、支給対象者の在籍を確認した上で、毎月一定の期日に支給するものとし、その際、支給対象者から受領書(様式は任意とする。)を徴収し、保管するものとする。

(奨学金の支給期間の変更)

第10条 第7条に規定する奨学金の支給期間の変更は、原則として認めない。ただし、受入大学の長がHUMAP留学生等交流推進制度(受入)受入期間変更申請書(別紙様式3-1又は3-2)を本機構に提出し、相当の理由によるものであると理事長が判断した場合に限り、その変更を認める。

(奨学金を支給しない場合)

第11条 支給対象者のうち留学生が、奨学金の支給期間中、月の初めから終わりまで、日本国外にいる場合には、当該月の奨学金は支給しないものとする。

(奨学金の返納)

第12条 奨学金の支給後に、支給対象者が次の第1号及び第2号に掲げる資格を失った場合、又は第3号及び第4号に掲げる条件を満たさなくなった場合は、奨学金を返納させるものとする。

ただし、短期研修生は、第2号の資格を要しない。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 「留学」の在留資格を持つ者
- (3) 経済的理由により自費のみでの留学又は短期研修への参加が困難な者
- (4) 原則として、奨学金の支給期間終了後、在籍大学に戻り、学業を継続する者又は在籍大学の学位を取得する者

2 前項に定める場合のほか、奨学金の支給後に、支給対象者に次の各号に掲げる事由が生じた場合は、奨学金を返納させるものとする。

- (1) 月の初めから終わりまで、日本国外にいた場合
- (2) その他相当の理由により、返納の必要がある場合

3 前2項の規定により返納させる額は、第1項に該当する場合は支給した奨学金の全額、第2項第1号に該当する場合は当該月の奨学金に相当する額、及び同項第2号に該当する場合はそれぞれの理由に応じた相当額とする。

(受給証明書の発行)

第13条 受入大学の長は、支給対象者の申請に基づき、本機構に代わって、奨学金受給証明書(別紙様式4-1又は4-2)を発行できるものとし、その際、必ず控えを取り、保管するものとする。

(支給対象者の辞退)

第14条 支給対象者は、受入大学の長を通じ、渡日前にHUMAP留学生等としての採用を辞退することができる。

2 受入大学の長は、前項の規定により採用辞退の申し出があった場合は、HUMAP留学生等交流推進制度(受入)採用辞退届(別紙様式5-1又は5-2)を理事長に提出する。この場合において、受入大学又は支給対象者がすでに奨学金を受領しているときは、速やかに本機構に返還するものとする。

(支給対象者の資格及び条件の変更)

第15条 支給対象者に関して、受入大学が当該者をHUMAP留学生等候補者として推薦した際に提出した当該者の資格等に関する書類の内容に変更が生じた場合は、受入大学は、速やかにHUMAP留学生等交流推進制度(受入)資格及び条件変更申請書(別紙様式6)を提出するものとする。

(留学状況報告書)

第16条 受入大学の長は、奨学金の支給期間終了後速やかに、支給対象者に学習成果に関する報告書を提出させるとともに、HUMAP留学生等交流推進制度(受入)に係る留学等状況報告書(別紙様式7-1又は7-2)を理事長に提出するものとする。

(留学体験記)

第17条 在籍大学の長は、別途定める期限までに、支給対象者に留学内容や成果等について留学体験記を作成させ、HUMAPのウェブサイトにより情報発信を行うものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、HUMAP 留学生等に対する奨学金の支給等に関して必要な事項は別に定める。

付則

- 1 この要領は、平成12年7月14日から施行する。
- 2 この要領に定める各届出の提出について、平成12年7月10日以前に提出期限が到来しているものについては、この要領の規定にかかわらず、別途通知する。
- 3 この要領に定める渡日旅費の支給について、平成12年8月までに来日する者については、この要領の規定にかかわらず、別途通知する。

付則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、HUMAP留学生等に対する奨学金の支給等に関して必要な事項は別に定める。

付則

- 1 この要領は、平成12年7月14日から施行する。
- 2 この要領に定める各届出の提出について、平成12年7月10日以前に提出期限が到来しているものについては、この要領の規定にかかわらず、別途通知する。
- 3 この要領に定める渡日旅費の支給について、平成12年8月までに来日する者については、この要領の規定にかかわらず、別途通知する。

付則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条及び別紙様式7-1に係る改正については、平成27年度に採用決定された者には適用しない。

付則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条及び別紙様式7-1に係る改正については、平成27年度に採用決定された者には適用しない。

付則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。